

# 施設基準一覧

(平成 29 年 7 月 1 日現在)

## 1 基本診療料

- ・ 特定機能病院入院基本料（一般病棟・結核病棟；7 対 1、精神病棟；10 対 1）
- ・ 臨床研修病院入院診療加算
- ・ 救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算
- ・ 超急性期脳卒中加算
- ・ 妊産婦緊急搬送入院加算
- ・ 診療録管理体制加算 2
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1
- ・ 急性期看護補助体制加算 50 対 1
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 無菌治療室管理加算 1、2
- ・ 緩和ケア診療加算
- ・ 精神科身体合併症管理加算
- ・ 精神科リエゾンチーム加算
- ・ 摂食障害入院医療管理加算
- ・ がん診療連携拠点病院加算
- ・ 医療安全対策加算 1
- ・ 感染防止対策加算 1（感染防止対策地域連携加算含む。）
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ ハイリスク妊娠管理加算
- ・ ハイリスク分娩管理加算
- ・ 呼吸ケアチーム加算
- ・ データ提出加算 2
- ・ 退院支援加算 2
- ・ 精神疾患診療体制加算
- ・ 救命救急入院料 3
- ・ 特定集中治療室管理料 1
- ・ 特定集中治療室管理料 3
- ・ 総合周産期特定集中治療室管理料
- ・ 新生児治療回復室入院医療管理料
- ・ 一類感染症患者入院医療管理料
- ・ 小児入院医療管理料 2
- ・ 入院時食事療養費（I）

## 2 特掲診療料

- ・植込型除細動器移行期加算
- ・高度難聴指導管理料
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料 1、2
- ・外来緩和ケア管理料
- ・移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携計画策定料
- ・がん治療連携管理料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料 1、2
- ・歯科治療総合医療管理料
- ・持続血糖測定器加算
- ・造血器腫瘍遺伝子検査
- ・HPV核酸検出
- ・HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・検体検査管理加算IV
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・植込型心電図検査
- ・胎児心エコー法
- ・時間内歩行試験
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・皮下連続式グルコース測定
- ・人工膵臓検査
- ・長期継続頭蓋内脳波検査
- ・光トポグラフィー
- ・神経学的検査
- ・補聴器適合検査
- ・コンタクトレンズ検査料 1
- ・ロービジョン検査判断料
- ・内服・点滴誘発試験
- ・センチネルリンパ節生検（片側）
- ・画像診断管理加算 2
- ・ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- ・ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・冠動脈CT撮影加算
- ・外傷全身CT加算
- ・大腸CT加算
- ・心臓MRI撮影加算

## 2 特掲診療料（つづき1）

- ・乳房MR I 撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料（I）（初期加算含む。）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（I）（初期加算含む。）
- ・廃用症候群リハビリテーション料（I）（初期加算含む。）
- ・運動器リハビリテーション料（I）（初期加算含む。）
- ・呼吸器リハビリテーション料（I）（初期加算含む。）
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・精神科作業療法
- ・精神科ショートケア（小規模なもの）
- ・抗精神病特定薬剤治療管理料
- ・医療保護入院等診療料
- ・硬膜外自家注入
- ・エタノールの局所注入（甲状腺に対するもの）
- ・エタノールの局所注入（副甲状腺に対するもの）
- ・一酸化窒素吸入療法
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・手術用顕微鏡加算
- ・CAD/CAM冠
- ・皮膚悪性腫瘍切除術における悪性黒色腫センチネルリンパ節加算
- ・組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合に限る。）
- ・骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- ・脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）又は脳刺激装置交換術、
- ・脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術
- ・緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）
- ・網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）
- ・網膜再建術
- ・人工内耳植込術
- ・上顎骨形成術（骨移動に伴う場合に限る。）（歯科）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）
- ・内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術
- ・内視鏡下バセドウ甲状腺全摘術
- ・内視鏡下副甲状腺腺腫過形成手術
- ・内視鏡下甲状腺部分切除、線種摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）線種過形成術
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算 1
- ・肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）
- ・内視鏡下筋層切開術
- ・経皮的冠動脈形成術
- ・経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）
- ・経皮的冠動脈ステント留置術

- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
- ・両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術
- ・植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術及び経静脈電極除去術  
(レーザーシースを用いるもの)
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術
- ・大動脈バルーンパンピング法 (IABP法)
- ・補助人工心臓
- ・植込型補助人工心臓 (非拍動流型)
- ・経皮的大動脈遮断術
- ・ダメージコントロール手術
- ・胆管悪性腫瘍手術 (膵頭十二指腸切除及び肝切除 (葉以上) を伴うものに限る。)
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・生体部分肝移植
- ・同種死体肝移植術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・同種死体腎移植術
- ・生体腎移植術
- ・膀胱水圧拡張術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・胎児胸腔・羊水腔シャント術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術 (頭蓋内腫瘍摘出術等、黄斑下手術等、鼓室形成手術等、肺悪性腫瘍手術等、経皮的カテーテル心筋焼灼術、靭帯断裂形成手術等、水頭症手術等、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等、尿道形成手術等、角膜移植術、肝切除術等、子宮附属器悪性腫瘍手術等、上顎骨形成術等、上顎骨悪性腫瘍手術等、バセドウ甲状腺全摘 (亜全摘) 術 (両葉)、母指化手術等、内反足手術等、食道切除再建術等、同種死体腎移植術等、人工関節置換術、乳児外科施設基準対象手術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、冠動脈・大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術、経皮的冠動脈形成術・経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術)、肺悪性腫瘍手術 (壁側・臓側胸膜全切除に限る)、胆管悪性腫瘍手術 (膵頭十二指腸切除及び肝切除を伴うものに限る))
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術  
胃瘻増設術 (内視鏡下胃瘻増設術、腹腔鏡下胃瘻増設術を含む。)
- ・輸血管管理料 I
- ・輸血適正使用加算
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・内視鏡手術用支援機器加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・麻酔管理料 (I) (II)

- ・放射線治療専任加算
- ・外来放射線治療加算

## **2 特掲診療料（つづき2）**

- ・高エネルギー放射線治療
- ・1回線量増加加算
- ・強度変調放射線治療（IMRT）
- ・画像誘導放射線治療加算（IGRT）
- ・体外照射呼吸性移動対策加算
- ・定位放射線治療
- ・定位放射線治療呼吸移動対策加算
- ・病理診断管理加算2
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料